

# イラストの著作権に関する損害賠償請求について

令和8年3月27日  
大治町 福祉部民生課

福祉部民生課が所管する「大治町暮らしの福祉ガイド」の表紙に利用したイラスト1点を、町が著作権者の許諾を得ないまま利用したことにより損害を与えたため、損害賠償として107万5,800円を請求される事案が発生しました。

これに対し、町は全額支払うことで合意に至りました。

## 1. 「大治町暮らしの福祉ガイド」とは

民生課が毎年作成している、民生委員・児童委員の活動時や関係職員の手持ち資料とするために作成したもので、福祉施策や町社会福祉協議会の事業などをまとめたガイドブックであります。

## 2. 問題が発生した原因

当該イラストについては、平成22年度から令和7年度まで「大治町暮らしの福祉ガイド」の表紙に利用しており、令和6年度、7年度については、町のホームページにも掲載しておりました。

問題発生の原因としましては、イラスト利用時において、著作権の確認が不十分でありました。

## 3. 今後の対応等

本事案につきまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案につきましては、著作権に対する認識が不十分であったことなどが原因ととらえています。

今後は、このような事態が二度と発生しないよう職員の意識改革に努めるとともに、著作権の確認を徹底する取組をまいります。